

第6章 地震災害対策計画

第6章 地震災害対策計画

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法の規定及び北海道地域防災計画に基づき、上川町における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法の規定に基づき策定されている「上川町地域防災計画」の「地震災害対策計画」として、上川町防災会議が策定する。

なお、この計画に定められていない事項については、「第1章、第3章、第4章、第5章」による。

第3節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 上川町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進すると

ともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、上川町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

処理すべき事務又は業務の大綱については「第1章 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、道民一人ひとりや民間事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄

など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及びその他の機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- イ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- エ 隣近所との相互協力関係のかん養
- オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- キ 要配慮者への配慮
- ク 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

※サプライチェーン【supply chain】

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

(3) 住民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進

- ア 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、

協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

イ 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。

ウ 防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

エ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

(4) 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第4節 地震防災面から見た状況

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）によると、北海道で記録が残っている被害地震は、1611年の三陸沖地震以来、約390年間に10回以上発生しており、昭和20年以降においても、1952年及び1968年の十勝沖地震、1960年のチリ地震津波、1973年の根室半島沖地震、1982年の浦河沖地震、1983年の日本海中部地震、1993年1月15日の釧路沖地震、同年7月12日の北海道南西沖地震、1994年10月4日の北海道東方沖地震、2003年9月26日の十勝沖地震と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。特に、北海道南西沖地震では大津波と火災により、死者201名、行方不明者28名という大惨事となった。

1 北海道の主な被害地震

地域	発生年月日 地震災害名	震源	規模	最大震度 ()現地調査等による	被害状況
太平洋沿岸	昭和27年3月4日 (1952) 十勝沖地震	十勝沖 N 41° 42' E144° 09' H 54km	8.2	(6 池田、浦幌、豊頃、 幕別、大津、音別、 厚真) 5 浦河、帯広、釧路	太平洋沿岸一帯に大被害、 大津波 死者28、不明者5、負傷者28 7、住家被害815、 流失91、半壊1,324
	昭和43年5月16日 (1968) 「1968年十勝沖地震」	青森県東方沖 N 40° 44' E143° 35' H 0	7.9	5 浦河、苫小牧、 広尾、函館	南西部地方を中心に被害、 津波 死者2、負傷者133 住家全壊全焼27、 半壊81
	昭和48年6月17日 (1973) 「1973年(昭和48年) 6月17日根室半島沖 地震」	根室半島南東沖 N 42° 58' E145° 57' H 40	7.4	5 釧路、根室	釧路、根室地方に被害、津 波 負傷者28 住家全壊2、半壊1
	昭和57年3月21日 (1982) 「昭和57年(1982年) 浦河沖地震」	浦河沖 N 42° 04' E142° 36' H 40	7.1	6 浦河	日高地方沿岸を中心に被害、 小津波 負傷者167 住家全壊13、半壊28
	平成5年1月15日 (1993) 「平成5年(1993年) 釧路沖地震」	釧路沖 N 42° 55' E144° 21' H 101	7.5	6 釧路	釧路地方に被害 死者2、負傷者966 住家全壊53、半壊254
	平成6年10月4日 (1994) 「平成6年(1994年) 北海道東方沖地震」	北海道東方沖 N 43° 23' E147° 40' H 28	8.2	6 釧路、厚岸	釧路、根室地方に被害 負傷者436 住家全壊61、半壊348
	平成15年9月26日 (2003) 「平成15年(2003年) 十勝沖地震」	十勝沖 N 41° 47' E144° 05' H 45	8.0	6弱 新冠、静内、浦河 鹿追、幕別、豊頃 忠類、釧路町、厚岸	太平洋沿岸一帯に被害 死者1、不明者1 負傷者 847 住家全壊116、半壊368
	平成16年11月29日 (2004) 「釧路沖の地震」	釧路沖 N 42° 57' E145° 17' H 48	7.1	5強 弟子屈、釧路町、別海 5弱 新冠、静内、更別、 釧路、厚岸	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者 52 住家全壊 1、一部破損 4
	平成16年12月6日 (2004) 「釧路沖の地震」	釧路沖 N 42° 51' E145° 21' H 46	6.9	5強 厚岸 5弱 更別、弟子屈、釧路町、 別海	釧路、根室地方に被害 負傷者 12
	平成17年1月18日 (2005) 「釧路沖の地震」	釧路沖 N 42° 53' E145° 00' H 50	6.4	5強 厚岸 5弱 別海	負傷者 1
平成23年3月11日 (2011) 「平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖 地震」	三陸沖 N 38° 06' E142° 52' H24	9.0	4 新冠、函館、浦幌、大樽、南幌、帯広、 長沼、新篠津、音更、むかわ、北斗、釧路、 上ノ国、岩見沢、千歳、糠似、厚真、平取、 更別、中富良野、新ひだか、浦河、白糠、苫 小牧、鹿追、知内、芽室、池田	太平洋沿岸を中心に被害、 津波 死者1、負傷者3 住家半壊4、一部破損7	

本 海 側	天保5年2月9日 (1834) (石狩川河口付近)	石狩湾 N 43° 18' E141° 24' H 0	6.4	6 石狩川河口付近（推定） 5 札幌市の一部（推定）	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊23、半壊3
	大正7年5月26日 (1918) (留萌沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 12' E141° 36' H 10	5.8	(5 鬼鹿、幌延)	留萌郡鬼鹿村に小被害
	昭和15年8月2日 (1940) (北海道西方沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 22' E139° 49' H 0	7.5	4 羽幌 (留萌、幌延、苫小牧、岩内、乙部、神恵内、南尻別、倶知安、京極、八雲、徳舜別)	天塩、羽幌、苫前を中心に被害、津波 死者10 住家全壊26、半壊7
	昭和58年5月26日 (1983) 「昭和58年(1983年)日本海中部地震」	秋田県沖 N 40° 22' E139° 04' H 14	7.7	4 森、江差	檜山特に奥尻に被害、大津波 死者4、負傷者24 住家全壊9、半壊12
	平成5年7月12日 (1993) 「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」	北海道南西沖 N 42° 47' E139° 11' H 35	7.8	(6 奥尻) 5 小樽、寿都、江差	奥尻を中心に大被害、大津波 死者201、不明者28 負傷者323、 住家全壊601、半壊408
内 陸	昭和34年1月31日 (1959) (弟子屈地震)	釧路地方中南部 N 43° 23' E144° 25' H 39	6.3	(5 阿寒湖畔、上御卒別) 4 釧路	弟子屈、阿寒を中心に被害 住家全壊2、一部損壊
	昭和62年1月14日 (1987) (十勝地方南部の地震)	十勝地方南部 N 42° 32' E142° 56' H 119	6.6	5 釧路	胆振、十勝、釧路を中心に被害 負傷者7 住家半壊
内 陸	平成7年5月23日 (1995) (空知支庁中部の地震)	空知地方中部 N 43° 39' E141° 43' H 16	5.9	5 北竜	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4、住家被害37
	平成16年12月14日 (2004) (留萌支庁南部の地震)	留萌地方南部 N 44° 05' E141° 42' H 9	6.1	5強 苫前 5弱 羽幌	留萌地方を中心に被害 負傷者 8、住家被害 165
遠 地	昭和35年5月23日 (1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S 39° 30' W 74° 30' H 0	8.5	—	太平洋沿岸一帯に被害、大津波 死者8、不明者7、 負傷者15、住家全壊38、流出158、半壊82

注) 「震源」欄の記号は、N（北緯）、E（東経）、S（南緯）、W（西経）、H（震源の深さ(Km)）を表す。

「規模」欄の数値は、M（マグニチュード）を表す。

「チリ地震津波」の震源要素は米国地質調査所による。

※地震災害名の「」は気象庁により命名された地震を表す。

2 北海道による被害想定

道では、北海道での想定地震を以下の表及び図としている。

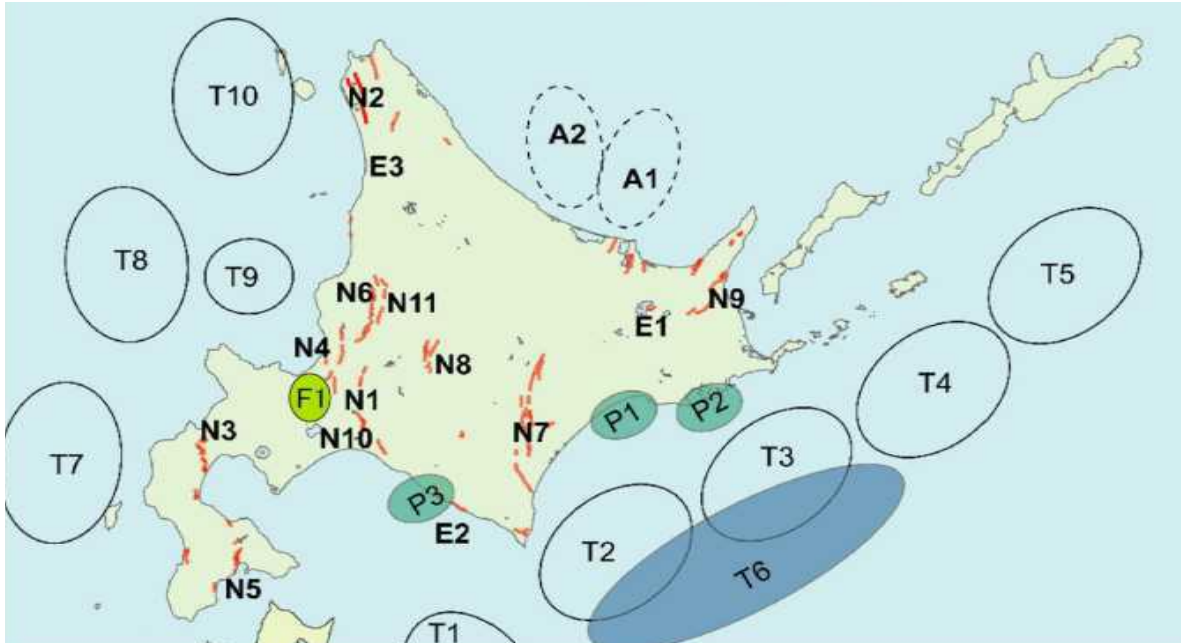
表：想定される地震

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニ チュード	長さkm
海溝型地震					
(千島海溝/日本海溝)					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0 ---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1 ---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9 ---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8 ---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1 ---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6 ---
(日本海東縁部)					
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8 ---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8 ---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5 ---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8 ---
(プレート内)					
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5 ---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2 ---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2 ---
内陸型地震					
(活断層帯)					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9 68
	主部北側				7.5 42
	主部南側				7.2 26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6 44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3 34
N4	当別	地震本部		既知	7.0 22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5 25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8 64
N7	十勝平野	地震本部		既知	
	主部				8.0 88
	光地園				7.2 28
N8	富良野	地震本部		既知	
	西部				7.2 28
	東部				7.2 28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上 56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上 54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5 40
(伏在断層)					
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5 ---
(既往の内陸地震)					
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5 ---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1 ---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5 ---
(オホーツク海)					
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8 60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9 70

*断層モデルを公表している機関、地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

出典：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編） [平成26年3月28日修正] より

図：想定される地震



出典：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編） [平成26年3月28日修正] より

上記想定地震はもとより、震源がより本町に近い場合、または地震により火災や土砂災害等が発生した場合、さらなる被害の拡大が予想されることに対し、注意を払っておく必要がある。

第5節 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する組織及び任務分担等については、「第3章 防災組織」の定めるところにより実施するものとする。

第6節 情報通信計画

地震情報の収集及び伝達方法については、「第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」「第5章 第2節 災害通信計画」「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより実施するものとする。

なお、地震防災信号については以下の表による。

表：地震防災信号

警	鐘	サ	イ	レ	ン
○-○-○-○-○ ○-○-○-○-○ (5点)		(約45秒)	○-	○-	
				(約15秒)	
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること				

※ 大規模地震対策特別措置法第20条の規定による信号

第7節 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1 住民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、道民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、道民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する道民運動を展開することが必要である。

第2 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 崖崩れに注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。

- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) すばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第3 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること

2 地震発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をすること

- (2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (4) 正確な情報を入手すること。
- (5) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (6) エレベーターの使用は避けること。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること

イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること

ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくことやむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと（「第5章 第4節 避難対策計画」参照）

第8節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 町は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 町は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項

- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- イ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- ウ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- エ パンフレットの配布
- オ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

- 3 道及び町並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第9節 防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

第1 訓練実施機関

災害予防責任者は、自主的に訓練計画を作成し、共同して訓練を実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

- 1 情報通信訓練
- 2 広報訓練
- 3 指揮統制訓練
- 4 火災防ぎょ訓練
- 5 緊急輸送訓練
- 6 公共施設復旧訓練
- 7 ガス漏洩事故処理訓練
- 8 避難訓練
- 9 救出救護訓練
- 10 警備・交通規制訓練
- 11 炊き出し、給水訓練
- 12 災害偵察訓練等

第3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第10節 避難体制整備計画

地震災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、「第4章 第6節 避難体制整備計画」のとおりである。

第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」による。

第12節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は旭

川市消防本部と連携し、地震時の火の取り扱いについて指導啓発を行う。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は旭川市消防本部と連携し、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 宿泊施設、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

町の消防事務を受託する旭川市消防本部は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は旭川市消防本部と連携し、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、町は、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第13節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、「第8章 第4節 危険物等災害対策計画」による。

第14節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次のとおりである。

第1 建築物の防災対策

1 市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化など都市防災を図るため、低層過密の市街地の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

2 木造建築物の防火対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は道と連携して、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

町は道と連携して、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

6 被災建築物の安全対策の実施及び台帳への登録

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
また被災建築物の安全対策を実施し、台帳への記録を行う。

第2 崖地に近接する建築物の防災対策

町は道と連携して、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第15節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

町は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

1 町

- (1) 地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- (2) 警戒区域等の指定があったときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等に関する事項について定めるものとする。
- (3) 地域防災計画において、警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- (4) 土砂災害警戒区域を含む地区について、町は地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第2 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災

害にもつながるため、町は、国、道と連携し、地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

町は住民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 崖崩れ等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、国、道と連携し、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊(崖崩れ)防止対策

町は、住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

町は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第16節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震(1995年)においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、十勝沖地震(1968年)による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

釧路沖地震（1993年）、北海道南西沖地震（1993年）、北海道東方沖地震（1994年）においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、十勝沖地震（2003年）において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

第2 液状化対策の推進

1 町並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

2 液状化の対策

町の液状化対策に当たっては、道との連携を図り、実施していくものとする。

3 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。地震時の積雪・寒冷対策は、「第4章 第16節 積雪・寒冷対策計画」による。

第18節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第19節 複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

地震時の複合災害に関する対策は、「第4章 第17節 複合災害に関する計画」による。

第20節 災害応急対策計画

地震災害に対する応急対策計画については、第5章「災害応急対策計画」に定めるところにより実施するほか、下記の対策を実施するものとする。

第1 二次災害の防止

- 1 町長は、余震等による二次災害を防止するため、次の対策を実施するものとする。なお、町単独で実施するのが困難な場合、道及び防災関係機関に応援を要請するものとする。
 - (1) 避難所施設の点検
 - (2) 町有施設の点検
 - (3) 町所管道路、橋梁等構造物の点検
 - (4) 民間建物の応急危険度判定
 - (5) 水害及び土砂危険箇所の点検
- 2 二次災害のおそれがある場合は、避難の勧告・指示等の措置を行う。
- 3 町民等に二次災害に関する情報の周知を行う。

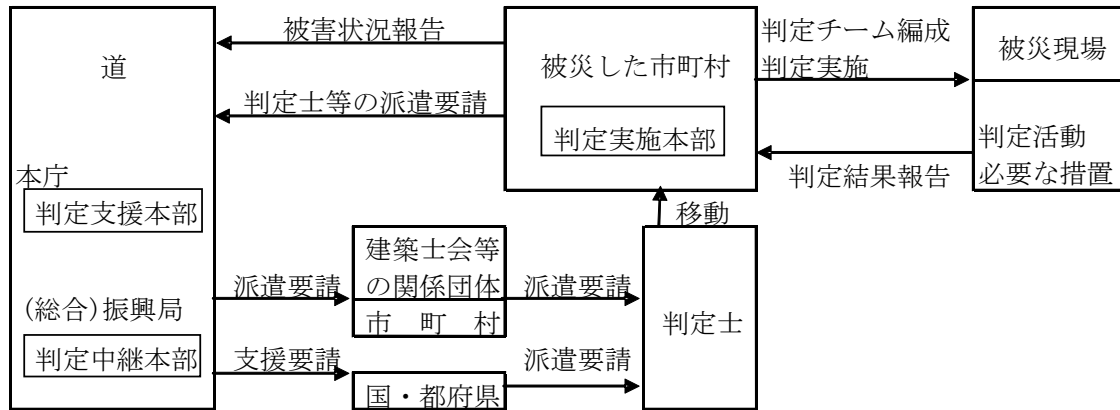
第2 被災建築物の安全対策

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判断し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施は、次のとおりとする。

1 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の

協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。



2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄筋造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に添付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりとする。

【危険】：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

【要注意】：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

【調査済】：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第21節 災害復旧計画

地震災害に対する復旧計画については、「第9章 第1節 災害復旧計画」の定めるところにより実施するものとする。